

総 税 市 第 7 6 号  
令 和 4 年 9 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

### 森 林 環 境 税 の 賦 課 徴 収 に お け る 市 町 村 の 事 務 に 係 る 処 理 基 準 に つ い て

森 林 環 境 税 の 賦 課 徴 収 の 事 務 は、森 林 環 境 税 及 び 森 林 環 境 譲 与 税 に 関 す る 法 律 (平 成 3 1 年 法 律 第 3 号) 第 7 条 第 1 項 に お い て、市 町 村 が 行 う こ と と さ れ て お り、当 該 事 務 に つ い て は、同 法 第 2 1 条 に お い て 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 条 第 9 項 第 1 号 に 規 定 す る 第 1 号 法 定 受 託 事 務 と さ れ て い ま す。

こ の た び の 森 林 環 境 税 及 び 森 林 環 境 譲 与 税 に 関 す る 法 律 施 行 令 (令 和 4 年 政 令 第 3 0 0 号。以 下「令」とい う。) の 制 定 に 併 せ て、地 方 自 治 法 第 2 4 5 条 の 9 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、市 町 村 が 第 1 号 法 定 受 託 事 務 と し て 行 う こ と と さ れ た 森 林 環 境 税 の 賦 課 徴 収 の 事 務 を 処 理 す る に 当 た り よ る べ き 基 準 に つ い て 下 記 の と お り 定 め ま し た の で、適 切 に 運 用 さ れ る よ う お 願 い し ま す。

ま た、貴 都 道 府 県 内 市 区 町 村 に 対 し て も 処 理 基 準 に 従 っ た 事 務 処 理 を 行 う 旨 周 知 さ れ る よ う よ ろ し く お 願 い し ま す。

### 記

- 1 令 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る 「市 町 村 長 が 必 要 が あ る と 認 め る 場 合」 に つ い て  
令 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る 「市 町 村 長 が 必 要 が あ る と 認 め る 場 合」と は、住 宅 の 被 災 等 の 事 由 に よ り、森 林 環 境 税 の 納 税 義 務 者 の 責 め に 帰 す べ き 事 由 に よ ら ず、令 第 3 条 第 1 項 に 規 定 す る 申 請 書 の 提 出 が 遅 れ た こ と に つ い て や む を 得 な い と 認 め ら れ る 場 合 に 限 る も の と す る。
- 2 令 第 5 条 に 規 定 す る 「災 害」 の 定 義  
令 第 5 条 に 規 定 す る 「災 害」と は、災 害 被 害 者 に 対 す る 租 税 の 減 免、徴 収 猶 予 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 2 2 年 法 律 第 1 7 5 号) 第 1 条 に 規 定 す る 災 害 と 同 様 で あ り、

原則として次に掲げるものとする。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、鉱害、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害
- (3) 害虫、害獣その他の生物による異常な災害

### 3 令第5条第3号及び第4号関係

- (1) 令第5条第3号及び第4号の規定に基づき、災害による住宅又は家財の損害金額を算出する際は、原則として「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により埋められた部分の金額は除くこととする。

このとき、「その他これらに類するもの」については、原則として次に掲げるものとする。

- ① 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
  - ② 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金
- (2) 令第5条第3号及び第4号においては、罹災証明書における住宅の被害の程度を踏まえた森林環境税の免除を行うことを認めているが、この場合の免除の可否の判定基準は、罹災証明書における住宅の被害の程度の区分に従うこととし、具体的な免除の可否については下表のとおりとする。

表：罹災証明書における住宅の被害の程度と免除の可否

住宅の被害 の程度  前年中の 合計所得金額	免除の可否			
	半壊に相当 するとき (損害割合 20%以上 30% 未満)	中規模半壊に 相当するとき (損害割合 30%以上 40% 未満)	大規模半壊に 相当するとき (損害割合 40%以上 50% 未満)	全壊に相当 するとき (損害割合 50%以上)
500万円以下	—	免除する	免除する	免除する
500万円を超え 750万円以下	—	—	—	免除する

※ 罹災証明書における住宅の被害の程度により免除の可否を判定する際は、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により埋められた部分の金額は除かず、住宅の被害の程度のみによって判定するものとする。

### 4 令第7条の判定基準

- (1) 令第7条第1号及び第2号に掲げる免除の要件に該当するか否かの判定に当

たっては、市町村において、免除の可否の判定時点における個々の森林環境税の納税義務者の担税力の有無を慎重に見極めた上で、それらを客観的かつ総合的に勘案して判定を行うものとする。

なお、免除の可否の判定時点において、森林環境税の納税義務者に失業又は廃業等の担税力を一定程度減殺するような事実が生じている場合であっても、当該納税義務者の他の収入等の状況も勘案した上で判定を行うものとする。

また、一定の事由に該当する納税義務者について、当該事由が当該納税義務者の担税力に必ずしも影響を及ぼさないにもかかわらず、一律かつ無条件に免除する等の画一的な免除の可否の判定は行わないものとする。

- (2) 令第7条第1号に規定する「収入が著しく減少した場合」及び同条第2号に規定する「森林環境税を納付することが困難であると認められる場合」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年総務省告示第310号）において規定されているが、同告示第二号のイからハまでの状態にある者についても、当該状態にあるという事実のみにより免除の可否の判定を行うことはせず、当該状態に該当することとなったことにより生活が著しく困難となった場合に該当するか否かという観点から、免除の可否の判定を行うものとする。

※ 同号のイからハまでの状態に該当することとなる例としては、「疾病により多額の医療費を支出したこと」、「盗難により多額の被害を受けたこと」等が考えられる。